日本再生医療学会 認定制度認定者におけるロゴマーク使用規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本再生医療学会(以下、「本会」という。)のロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という。)の使用を希望する本会認定制度の再生医療認定医制度、臨床培養士制度、上級臨床培養士制度、細胞培養加工施設管理士制度の認定者(以下、「認定者」という。)におけるその適正かつ円滑な運用のため、使用要領について定めることを目的とする。

(ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、本会に帰属する。

(ロゴマークの使途)

第3条 認定者におけるロゴマークの使途は、もっぱら当該認定者が本会の認定資格保有者であることを名刺に表示することに限ることとする。

(使用の承認)

第4条 ロゴマークの使用を希望する認定者は、予め事務局長の承認を受けなければならない。

(使用の申込)

- 第5条 前条の承認を受けようとする者は、使用の都度、本会認定制度事務局に次の各号に 掲げる情報を添えて事務局長に申請しなければならない。
- (1) ロゴマークを使用する名刺のレイアウト
- (2) 希望納品ファイル形式
- (3) 前2号に掲げるもののほか事務局長が必要と認める書類

(使用上の遵守事項)

- 第6条 ロゴマークを使用する認定者(以下「ロゴマーク使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 定められた使途にのみに使用すること。
 - (2) 納品された画像の形状、色等に従って正しく利用すること。

(承認の取消し等)

第7条 事務局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマーク使用者に対し、使

用承認の取消し、使用物件の回収等の措置を講ずることができる。

- (1) ロゴマーク使用者がこの規程に違反したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほかロゴマークの使用継続が不適当であると認められたとき。
- 2 事務局長は、ロゴマーク使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査 することができる。また、使用の実態について定期的に調査を行う。

(使用料)

第8条 認定者は、使途は名刺に表示することに限り、無償でロゴマークを使用できる。

(損失補償等の責任)

第9条 本会は、ロゴマーク使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

- 1. この規程は、2021年12月21日より施行する。
- 2. この規程は、2023年1月6日より施行する。